

政令番号32 アントラセン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和元年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道	1.0E-1			0.1				0.1
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.0E-1			0.4				0.4
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.2E+1			32.4				32.4
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	3.5E+0			3.5				3.5
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	7.6E+2			760.0		1.4E+1	14.0	774.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.0E-1			0.2				0.2
24	三重県						1.0E+0	1.0	1.0
25	滋賀県	9.8E+0			9.8				9.8
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.4E+1			13.9				13.9
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		8.4E+1	84.0	84.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						4.1E+1	41.0	41.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	8.0E+2			800.7				800.7
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.6E+3			1,621.1		1.4E+2	140.0	1,761.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。